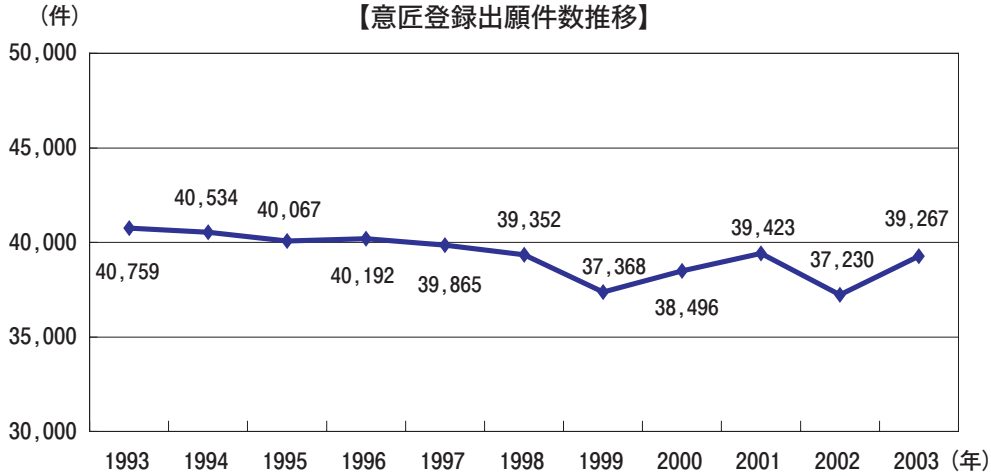


## 2. 意匠審査

### (1) 意匠出願の動向

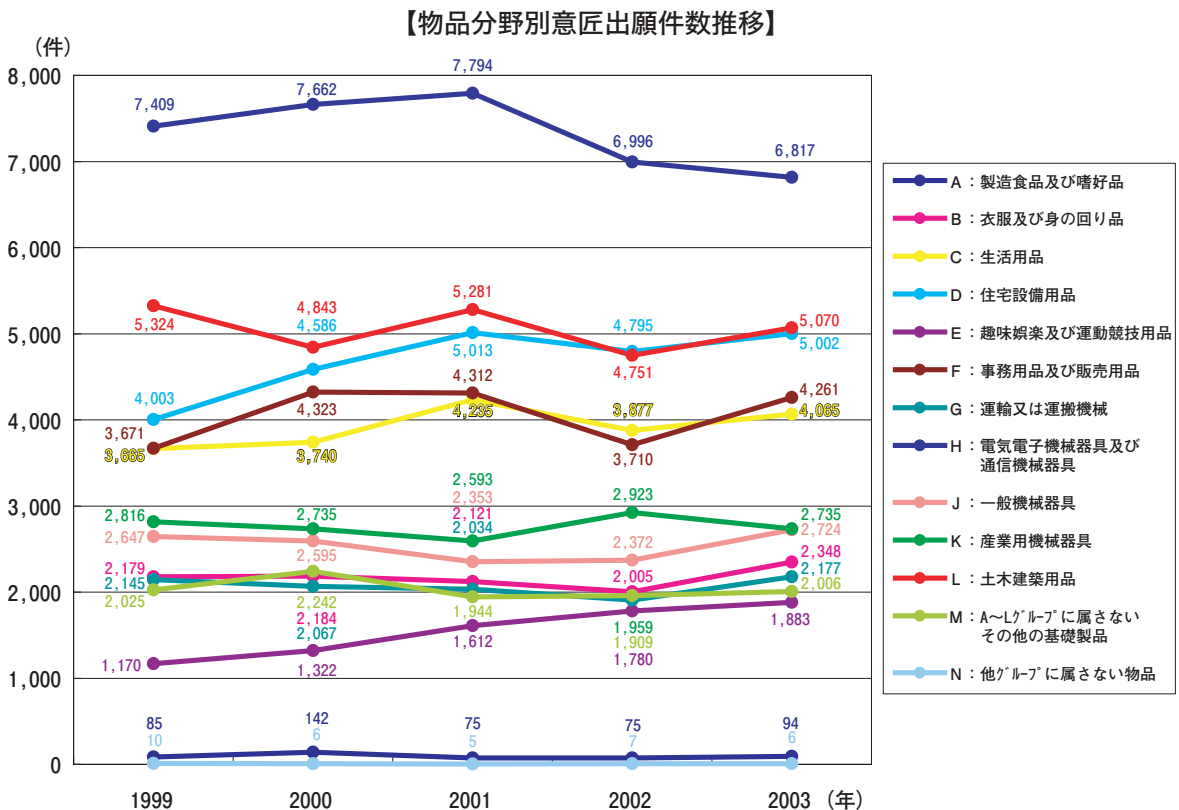
#### ① 出願全体

過去10年以上に渡って、意匠登録出願件数は約4万件で推移し、安定した出願件数となっている。2003年における出願件数は39,267件であり、2002年に比べ、約5.5%、約2千件ほど増加している。



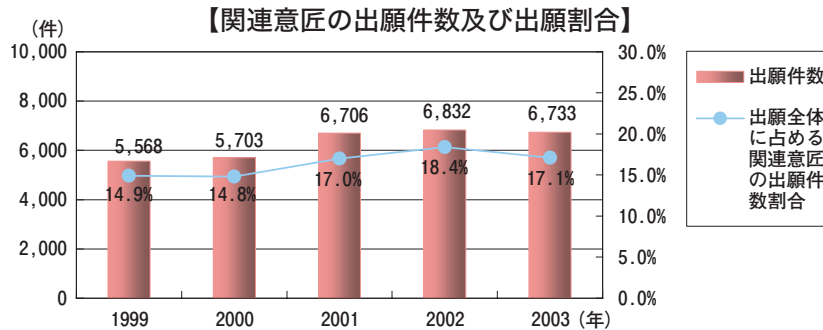
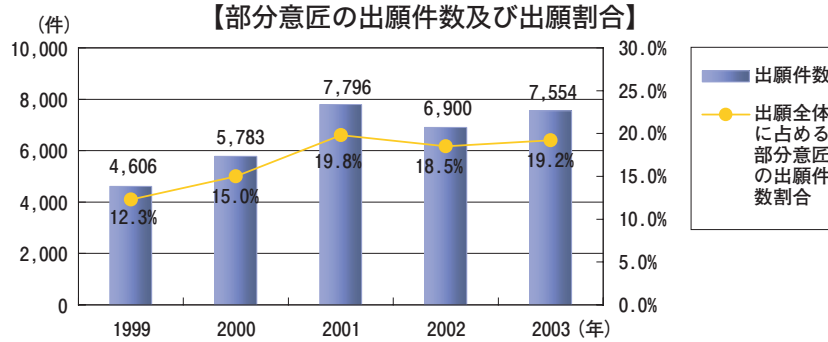
2003年の意匠登録出願件数を物品分野別にみると、日本意匠分類Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）、Lグループ（土木建築用品）及びDグループ（住宅設備用品）の出願が依然として多く、Hグループの出願件数が2年連続で減少しているものの、その他の物品分野ではどの分野においても前年の出願件数を上回っている。

また、近年大幅に出願件数が増加しているのは、Eグループ（趣味娯楽及び運動競技用品）であり、具体的には遊技娯楽用品の出願件数が大幅に増加している。

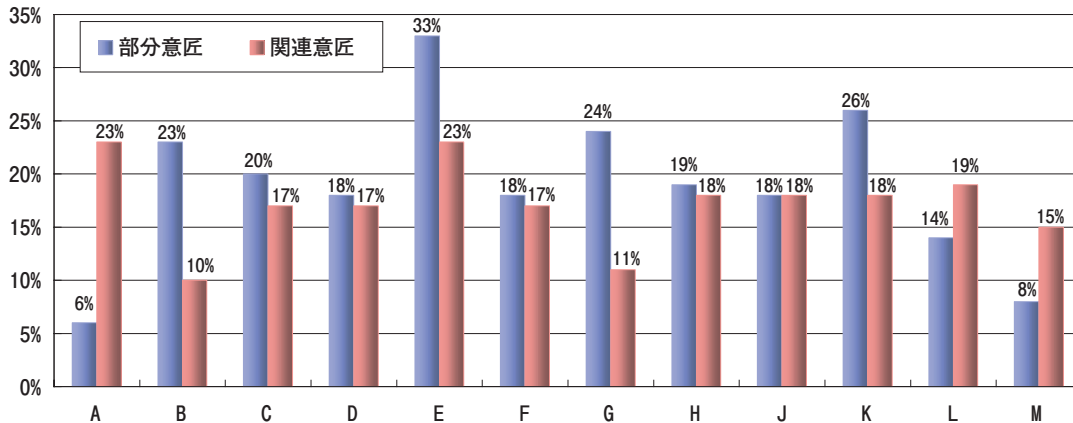


## ②部分意匠出願・関連意匠出願

我が国意匠制度の特徴である部分意匠制度、関連意匠制度はどの物品分野も安定して利用されており、部分意匠出願<sup>1</sup>は出願全体に占める割合が約19%、約7,500件、関連意匠出願<sup>2</sup>は出願全体に占める割合が約17%、約6,700件となっている。



## 【2003年の出願全体に占める部分意匠及び関連意匠の出願割合（物品分野別）】



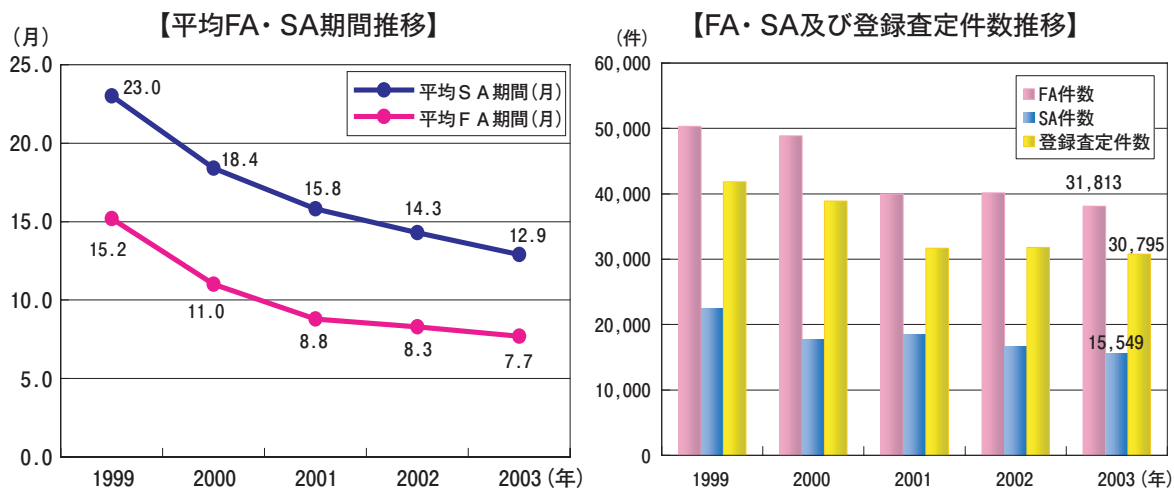
<sup>1</sup> 「物品の部分」に係る意匠のこと。1998年の意匠法改正以降、物品全体から物理的に切り離すことのできない部分に係る意匠についても意匠登録を受けることができるようになった。

<sup>2</sup> 自己の出願に係る意匠群のうちから選択した一の意匠（本意匠）に類似するバリエーションの意匠のこと。関連制度は、同日に同一出願人によって出願された場合に限り、本意匠に類似する意匠（関連意匠）についても独自に権利行使することを可能としたものであり、1998年の意匠法改正において導入された。

## (2) 意匠審査の状況と迅速化・的確化の必要性

### ①意匠審査全般

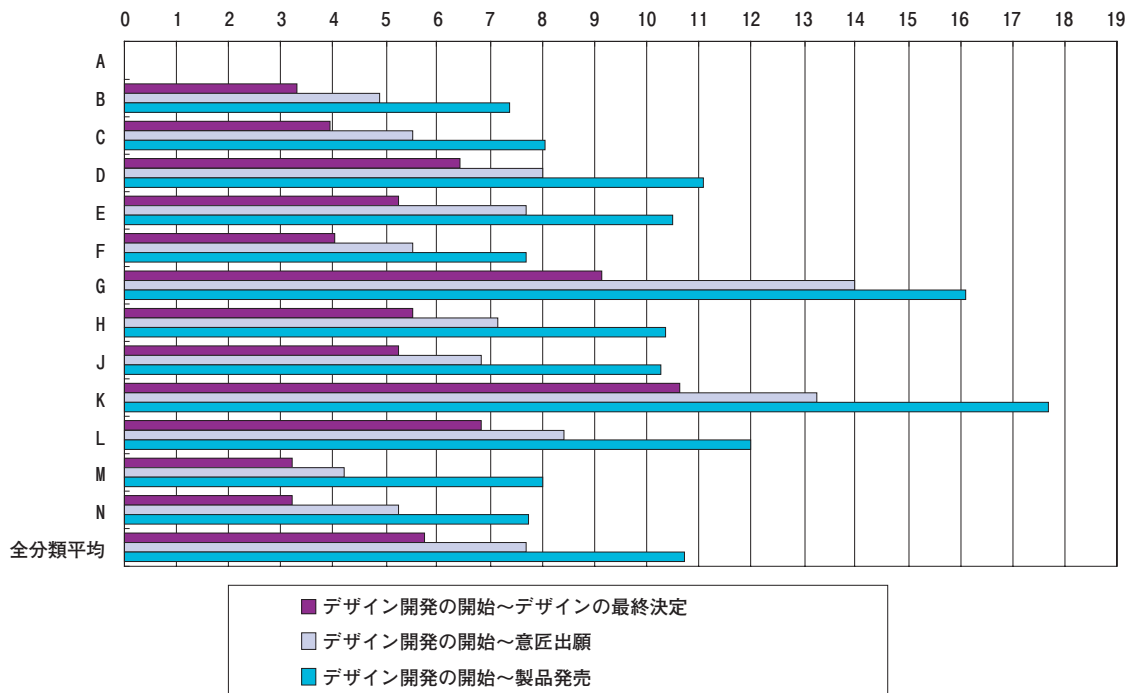
製品サイクルの短縮化、活発な技術革新、消費者側の商品デザイン性の重視、アジア諸国等からの模倣品流入の増加等、意匠の早期保護に対するニーズが高まる中、意匠審査の迅速化を進め、出願から一次審査結果の通知まで（FA期間）の平均期間が1999年には約15.2か月であったが、2003年は平均期間を7.7月まで短縮化してきたところである。また、出願日から一次審査結果の通知後に査定が発送されるまでの期間（SA期間）も短縮化し、2003年には平均12.9月となった。



(備考)FA期間：出願日から最初の審査結果の通知が発送されるまでの期間。  
SA期間：出願日からファーストアクション後の査定が発送されるまでの期間。

しかし、企業等における意匠登録出願と製品（実施物）の関係を見ると、意匠登録出願から製品発売までの期間は、物品分野に関わりなく、どの分野も概ね3か月程度であり、ライフサイクルの短い物品や模倣されやすい物品の分野では製品発売から3か月程度経過後に模倣品等が発生し始めるため、意匠審査のFA期間の更なる短縮が求められている。一方、ライフサイクルの比較的長い物品分野では、審査期間の安定化、意匠審査の判断内容の明確化が望まれている。

デザイン開発サイクル（単位：月）

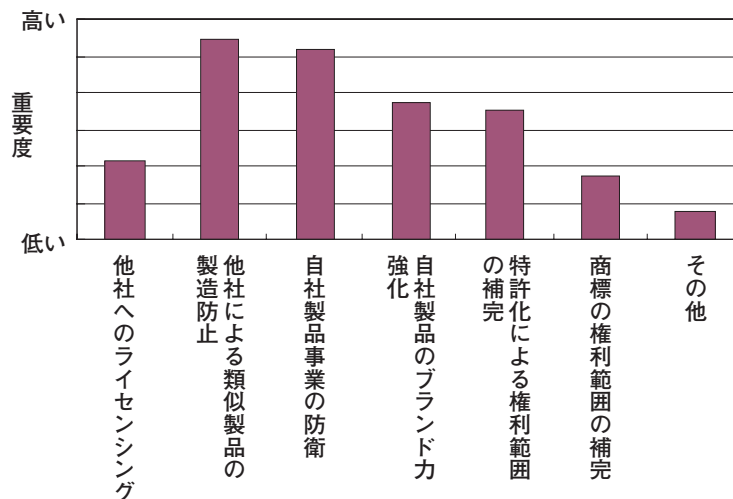


(資料) 2002年意匠動向調査

(備考) Aグループ（製造食品）のデータが無いのは、本調査の対象とした出願人の中に、Aグループのデザイン開発を行っている者がいなかったため。

また、意匠制度を利用するユーザーの意匠権に期待する効果は、「類似製品の製造防止」や「自社事業の防衛」のほか、「自社製品ブランド力の強化」や「特許では補えない創造の保護」など、意匠権の活用に関する期待は多様化してきている。

意匠出願に期待する効果



(資料) 2002年意匠動向調査

これらのことから、審査の迅速化に努めるとともに、審査内容をできる限り開示して審査判断の明確化を図り、多様なニーズに対してきめ細かい対応を実現して意匠制度活用の利便性を向上していく予定である。

### ②早期審査

権利化について緊急性を要する実施関連出願など、所定の要件を満たす意匠登録出願については、審査官は速やかに審査を開始し、その後も遅滞なく処分が終了するように審査手続を進めることとしている。

2003年における早期審査の申出件数は75件、そのうち早期審査の対象として選定された件数は34件（約45%）であった。また、早期審査の対象として選定された案件については、早期審査の申出から平均約2月で一次審査結果を通知している。

（参考：早期審査の対象となる出願）

以下の i) 又は ii) の要件を備えた意匠登録出願を早期審査の対象とすることができる。

#### i) 権利化について緊急性を要する実施関連出願

出願人自身又は出願人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者（ライセンサー）が、その出願の意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めている意匠登録出願であって、以下のいずれかに該当し、権利化に緊急性を要するものであること。

- a. 第三者が許諾なく、その出願の意匠若しくはその出願の意匠に類似する意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めていることが明らかな場合。
- b. その出願の意匠の実施行為（実施準備行為）について、第三者から警告を受けている場合。
- c. その出願の意匠について、第三者から実施許諾を求められている場合。

#### ii) 外国関連出願

出願人がその出願の意匠について日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している意匠登録出願であること。

### (3) 意匠分類の改正

1984年に我が国は世界一の工業製品輸出国となったが、このような様々な製品が創造され、多種多様なデザインが生み出される状況を見越して、1983年に物品の用途の概念を主とした用途分類主導型の日本意匠分類を策定し、意匠審査への運用を開始している。

日本意匠分類は、意匠制度の創設以降に出願された意匠登録出願などの審査資料を物品の用途によって区分けすることで、意匠審査におけるサーチを効率化し、的確な審査判断を行うのに重要な役割を果たしてきている。

しかし、現行の日本意匠分類は1989年に一部改正を行ってはいるものの、運用開始から20年以上が経過し、その間産業界では様々な新技術を基盤として、人の生活スタイルや環境にあわせた製品が創造され、デザインが多様化していることや、1998年に意匠法が改正されていることから、現行の意匠分類を見直す時期にきていると考えられる。

一方、近年意匠審査は迅速化し、出願から一次審査結果の発送までの期間（FA期間）が2003年には平均7.7月まで短縮化しているものの、模倣されやすい製品やライフサイクルの短い製品の産業分野からは、更なる審査期間の短縮化が求められており、このためには増大化する審査資料を効率よくサーチしていくことが重要となる。

これらを踏まえ、2003年から日本意匠分類の改訂作業を開始し、2004年4月に新しい日本意匠分類の策定作業を終えた。今後は現行の意匠分類から新しい意匠分類に混乱を来すことなく移行するための準備をすすめ、2005年1月の出願以降から新しい意匠分類を適用し、意匠審査への運用を開始する予定である。